

令和2年第3回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会審査記録

- 1 日 時 令和2年9月25日(金) 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算(第8号)
議第125号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員(21名)

1番 上村正朗君	2番 菅井晋一君
3番 富樫雅男君	4番 高田晃君
5番 河村幸雄君	6番 本間善和君
7番 鈴木好彦君	8番 稲葉久美子君
9番 鈴木一之君	10番 渡辺昌君
11番 尾形修平君	12番 鈴木いせ子君
13番 川村敏晴君	14番 姫路敏君
15番 川崎健二君	16番 木村貞雄君
17番 長谷川孝君	18番 佐藤重陽君
19番 山田勉君	20番 小杉武仁君
21番 大滝国吉君	
- 5 欠席委員(名)
なし
- 6 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 7 オブザーバーとして出席した者
なし
- 8 説明のため出席した者
なし
- 9 議会事務局職員

局 長	小 林 政 一
次 長	内 山 治 夫
書 記	中 山 航

(午前9時58分)

委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○本日の審査は、議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算(第8号)及び議第125号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、それぞれ、各分会長の審査報告ののち、質疑を行う。

日程第13 議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算(第8号)を議題とし、議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算(第8号)について、総務文教分科会長 小杉武仁君から審査の概要について報告を受けた後、総務文教分科会報告についての質疑を行い、市民厚生分科会長 長谷川孝君から審査の概要について報告を受けた後、市民厚生分科会報告についての質疑を行い、経済建設分科会長 川崎健二君から審査の概要について報告を受けた後、経済建設分科会報告についての質疑を行う。

総務文教分科会

(報告)

小杉総務文教分科会長 ただ今上程されている議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算(第8号)のうち、総務文教分科会の所管する審査範囲についてその審査の概要と経過について、ご報告申しあげる。

去る9月11日及び14日の両日、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席のもと、総務文教分科会を開会した。

1日目は、議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務文教分科会の所管する審査範囲で、総務課・企画財政課・自治振興課・会計管理者・選管監査事務局・議会事務局・荒川支所・神林支所・朝日支所・山北支所・消防本部の所管分について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。その主な概要と経過について報告いたす。

初めに歳入について、第15款 国庫支出金 委員より、新型コロナウイルス感染症対応として地方創生臨時交付金の残額がこの度計上されているが、今後、追加の見通しはあるのかとの質疑に、国庫補助事業で取り組んでいる部分では、若干、見込める可能性はあるが、大型の追加は見込めないと理解しているとの答弁。

その他、さしたる質疑なく、次に歳出について、質疑を求めたところ、第2款 総務費について、委員より、庁舎情報管理経費の中で電算業務委託料では公共施設のオンライン予約システムとの説明だが、具体的な内容はどの質疑に、市のホームページで公共施設利用者から、利用予約ができるシステムを構築し、施設の空き状況や様々な情報を開示し、事前予約に利用していただくとの答弁。

委員より、予約システムには受付の時間制限はあるのかとの質疑に、クラウドサービスを利用するが、予約の詳細や時間外の受付については今後施設管理者側とも調整していくことになるとの答弁。

次に第9款 消防費について、委員より、コロナ禍の中、三密を避けてハザードマップを活用した防災訓練も必要と思われるが、今後、訓練の計画はどの質疑に、必要なことは認識しているが、感染拡大防止の観点から、状況を見極め三密を解消しながら機会を捉えて実施したいとの答弁。委員より、防災W I - F I 工事の各地域の施設数はどの質疑に、指定避難所に設置するが、設置個所については、既設9回線を新たに16回線追加し、25カ所にW I - F I を設置、内訳は村上地区11カ所、荒川地区2カ所、神林地区3カ所、朝日地区5カ所、山北地区4カ所との答弁。

次に2日目となる9月14日、同じく市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長、分科会委員全員、副市長、教育長及び理事者説明員、出席のもと、総務文教分科会を開会した。

議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第8号）のうち、当分科会の所管する審査範囲で、学校教育課、生涯学習課所管分について担当課長から説明をうけた後、質疑に入った。

初めに歳入について、第15款 国庫支出金 委員より、情報機器整備費補助金が増額となっているが、G I G Aスクール構想のモバイルルーター分の内容はどの質疑に、遠隔学習事業として、W I - F I 環境がない家庭にモバイルルーターを貸し出すとの答弁。委員より、W I - F I 環境が整っていない全ての家庭に貸し出すのかとの質疑に、要保護世帯、準要保護世帯に貸与するとの答弁。委員より、要保護世帯、準要保護世帯以外の家庭は今後ということかとの質疑に、今後の整備ということで考えているが、文部科学省は要保護世帯、準要保護世帯の補助金と位置付けているので、その分を準備するものとなり、その他の家庭分は教育委員会で検討するとの答弁。委員より、W I - F I ルーターを貸し出すのは常時と考えているのかとの質疑に、ルーター及び端末の使用方針については、研修や学校との協議の上、今後考えていきたいとの答弁。

次に歳出について、第10款 教育費 委員より、今回の補助金で樹木の伐採をする対象は何校かとの質疑に、廃校になった小学校4校と中学校5校を予定しているとの答弁。委員より、保健体育施設工事に係る個所数はどの質疑にトイレの洋式化になるが、瀬波体育館2カ所、グリーンパーク荒川10カ所、パルパーク神林6カ所、岩船運動場2カ所、合計20カ所分との答弁。委員より、自宅でのオンライン授業について、学校ではどんなソフトを使用して各家庭へ配信するのかとの質疑に、端末はグーグルのクロームブックを予定している。配信ソフトはグーグルのオンランテ

レビ会議システムを使用する予定であるとの答弁。委員より、令和改元記念特別講演会は延期になっているが日程は決まったのかとの質疑に、状況を見ながら実施に向けてこれから日程調整したいとの答弁。委員より、市の事業がほとんど中止になり、様子を見て民間事業も中止になっているが、モデル的な取組が必要ではとの質疑に、社会教育関係の講座などは新しい生活様式で始めてきていることから徐々に通常に戻りつつあり、スケートパークでも体験会をイベントとして実施しており、今後はモデル的に各種大会をガイドラインに沿った形で、感染症対策を十分にしながら実施していきたいとの答弁。委員より、学校閉校後の施設維持管理の取り決めはとの質疑に、施設のグランド等の草刈りは年2回実施しており、内部は月2回程度の点検、社会教育施設では定期的に草刈りを実施しているが、今後も適正に管理していくとの答弁。委員より、旧上海府小学校体育館は使用されるが、校舎は受水槽等の老朽化も危惧するが、今後、校舎の管理でも負担となるため、早急に利活用を考えるべきではとの質疑に、水道は整備しようとする莫大な金額がかかり、ガスや電気も同様と捉えていることから、利活用の検討は早急にしなければならないと考えているとの答弁。委員より、地元産品をデザートとして供給しているが、報道では地元産の牛乳を提供しているところも見受けられる。パンと麺と牛乳は地元産を指定できないのかとの質疑に、米については岩船産コシヒカリを使い、安定した供給の方法として学校給食会を取り入れているが、他の食材については地元業者の活用にも取り組んでいる。牛乳については即答できないが、パンについては地元産も使っているところもあり、麺については情報をもっていないとの答弁。以上で質疑を終結し、賛否についての発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第121号のうち、総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。以上で報告を終わる。

総務文教分科会
(質 疑)
なし

市民厚生分科会
(報 告)

長谷川市民厚生分科会長 令和2年度村上市一般会計補正予算（第8号）のうち、市民厚生分科会 所管分については、去る9月15、16日の両日、市民厚生常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、正副委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長、関係課長及び関係職員出席のもと市民厚生分科会を開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。歳入では質疑なく、歳出では総務費について、委員より、防犯対策費として防犯灯のLED化が進められているが、現在の状況はとの質疑に、予算の範囲内で計画的に進めている。3月末現在でのLED化率は34%であるとの答弁。他にさしたる質疑なく、賛否についての発言を求めたところ発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、起立全員で議第121号のうち市民厚生分科会所管分については原案の通り可決すべきものと態度を決定した。

市民厚生分科会
(質 疑)
なし

経済建設分科会
(報 告)

川崎経済建設分科会長 ただいま上程されている議第 121 号 令和 2 年度村上市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、経済建設分科会所管分について、去る 9 月 17 日、18 日の 2 日間、経済建設常任委員会の審査に引き続き、市役所第 1 委員会室において、正副委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市长、関係課長及び関係職員出席のもと経済建設分科会を開催した。その審査の概要と経過について、主なものをご報告申し上げる。

初めに歳入について、予算付託表の記載順に担当課長より説明を受けた後、質疑に入った。

第 13 款 分担金及び負担金、第 15 款 国庫支出金、及び第 16 款 県支出金は、いずれも質疑はなかった。

次に歳出について、予算付託表の記載順に担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。まず、第 5 款 労働費について、委員より、クリエート村上のトイレの洋式化について、現在はバスで来る観光客に対して、市役所かクリエート村上のトイレを利用するように案内をしていると思うが、クリエート村上はスリッパに履き替えなければならない。せつかく改修するのであれば、バスの駐車場もクリエート村上脇にできるので、観光客が土足で利用できるようにはできないのかとの質疑に、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で、予算の用途の関係もあり、直接の接触を避けるための改修に限定した。ただし、土足での利用ができるようにという意見もあるので、今後検討していきたいとの答弁。

次に、第 6 款 農林水産業費について、委員より、農山村振興事業費の委託料について、交流の館「八幡」経費の指定管理料の追加であるが、算出方法はとの質疑に、収入減という部分であれば、過去 3 年間の 4 月 1 日から 6 月 18 日までの間の、月ごとの平均と今年度の同月の対比の差額から、支出も同じように過去 3 年間の同月部分の平均と今年度の同月の対比の差額を引いて算出した金額である。また、公的な補助等が入っている場合は、除いて計算したとの答弁。委員より、農業振興費の耕作放棄地対策経費について、どの地域で行う事業なのかとの質疑に、今回については、村上市浜新田界隈の畑地になるとの答弁。

次に、第 7 款 商工費については、さしたる質疑はなかった。

次に、第 8 款 土木費について、委員より、私道整備補助金について、3 分の 1 補助で上限 100 万円であるが町内などでまとまったお金を捻出することはなかなか困難である。基本的に私道なので、受益者負担という考えはあるのだと思うが 3 分の 1 の補助から 2 分の 1 補助に上げるということは可能ではないかと思うがとの質疑に、私道なので手を入れられないので地域の皆さんの負担軽減のために補助金がある。近年では補助金額が少ないから申請がないのかわからないが、修繕工事も対象としたことにより、申請も少しずつ出てきているので、その頻度も見ながら判断する。また、市の補助金の考え方として 30%を基本としているため、他補助金との整合性を考えながら研究していくとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第 121 号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員で、原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

経済建設分科会

（質 疑）

なし

【討 論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、議第 121 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第14

議第125号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、議第125号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、総務文教分科会長小杉武仁君から審査の概要について報告を受けた後、総務文教分科会報告についての質疑を行い、市民厚生分科会長 長谷川孝君から審査の概要について報告を受けた後、市民厚生分科会報告についての質疑を行い、経済建設分科会長 川崎健二君から審査の概要について報告を受けた後、経済建設分科会報告についての質疑を行う。

総務文教分科会

(報告)

小杉総務文教分科会長 先ほどの議第121号に引き続き、9月11日第1日目、議第125号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。当分科会の所管する審査範囲の主な概要と経過についてご報告いたします。

初めに、歳入について、第2款 地方譲与税、第3款 利子割交付金、第4款 配当割交付金、第5款 株式等譲渡所得割交付金、第6款 地方消費税交付金 第8款 自動車取得税交付金、第9款 地方特別交付税については質疑なく、第10款 地方交付税について、委員より、普通交付税が前年度より増額になっているのに対し、特別地方交付税は減額となっている理由はとの質疑に、普通交付税は複雑な要素があり、収入側と需要額との差額で算定するが、上限もあることから国の方で臨時財政対策債をこれからは減らす方針であり、その分、普通交付税に振り替わったもの。特別地方交付税の減額理由については、昨年小雪であったので経費がかかっていないのが一因となるとの答弁。

第12款 分担金及び負担金、第13款 使用料及び手数料、第14款 国庫補助金は質疑なく、第15款 県支出金について、委員より、総務費県補助金について地域の移動手段確保支援事業費補助金の内容はとの質疑に、平成31年に、新たに実施した山北徳洲会病院外来送迎サービスと連携した乗り合いタクシーの補助金との答弁。

第16款 財産収入、第17款 寄附金、第18款 繰入金、第19款 繰越金、第20款 諸収入は質疑なく、第21款 市債について、委員より、長期スパンで捉えた場合、今後も起債を同様に続けていい状況にあるのかとの質疑に、償還残高は減らしていく必要はあるが大型事業などにより起債額には波もあることから事業がある際には、抑制しながら取り組むとの答弁。

第22款 環境性能割交付金については質疑がなかった。

次に歳出について、第1款 議会費については質疑なく、第2款 総務費について、委員より、借地料の他、職員駐車場にかかる経費はとの質疑に、例年は除雪費も発生するが小雪により除雪費は発生していないとの答弁。委員より、警備委託料の更新にあたっては料金が上がったようだが契約業者はとの質疑に、本庁はアルソック、荒川支所、神林支所、朝日支所はセコム、山北支所は総合警備保障との答弁。委員より、様々な契約の一元化により合理化できないかとの質疑に、検討したことはないが、セキュリティに関する配線工事なども各業者となるため、それぞれの契約において十分な検討が必要との答弁。

委員より、交流・定住促進事業経費について、関係人口創出拡大事業における、新たなモデル事業の取組や、事業として引き継いだ活動は行っているのかとの質疑に、百姓やってみ隊は続いているが、神林地区のインターン事業はコロナ禍となり難しいのが現状。新たには、上海府地区でモデル事業「オレモオメモ」というまちおこし事業が実施になっているとの答弁。委員より、地域おこし協力隊に残ってもらうため、起業支援補助金についての実施事業内容はとの質疑に、朝日地区まゆの花のブランド化と起業に際し、支出しており1回の上限100万円との答弁。

第9款 消防費について、委員より、自主防災組織支援事業補助金31集落との説明だが、予算配分の再検討はとの質疑に、様々な形で申請があるため自治会の規模に

より現状では判断が難しく内部で検討中との答弁。

第11款 災害復旧費、第12款 公債費、第13款 諸支出金、第14款 予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書については質疑がなかった。

次に2日目、9月14日 市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員全員、副市長及び教育長のほか、理事者説明員出席のもと分科会を開会した。

初めに歳入について、第12款 分担金及び負担金は質疑がなかった。

第13款 使用料及び手数料について、委員より、スケートパーク使用料の具体的な内訳はとの質疑に、アリーナ、トレーニングコーナー、ボルタリング、ランニングコースの個人使用料359万9,800円、貸切り等の占用利用91万3,500円、ボルタリングシューズ等の用具貸出料91万300円、その他施設空調使用料等になるとの答弁。委員より、ネーミングライツやアリーナ広告看板使用料の取組はとの質疑に、広告募集したところ1企業から応募があり看板を掲示しているが、コロナ禍により募集活動を自粛しており、今後は状況を見て働きかけを進めて行くとの答弁。

第14款 国庫支出金、第15款 県支出金、第16款 財産収入、第17款 寄付金、第20款 諸収入はさしたる質疑がなかった。

次に歳出について、第10款 教育費、委員より、地域学校協働活動推進事業経費だが、地域未来塾や土曜学習モデル事業が対象になるが、これまでの実績はとの質疑に、未来塾については、大きく3つに分けた事業を行い、1学期に教員OBの方などから、授業につまずきのある児童への助言など夏休みに4日間学習会を実施、秋から冬にかけて放課後質問教室で全中学校3年生を対象とし、延べ日数240日実施しており、土曜学習については、朝日中学校3年生の希望者を対象に21回実施したとの答弁。委員より、朝日地区の土曜学習はモデル事業になっているが成果はとの質疑に、土曜学習については教員OBのボランティアで継続して行っており、県補助金により強化と充実に努めている。成果は学習の習慣化や進学に向けた受験対策としても効果がでていくとの答弁。委員より、エアコン設置状況について、特別教室のエアコン設置の考えはとの質疑に、パソコン教室は全て設置しており、一部では音楽室に設置されている学校もあるが、大半では整備されていないのが現状。維持費がかかり財政的な負担は大きい、他市にくらべれば設置も遅れているため計画的に整備を検討していくとの答弁。委員より、教育費全体の減り幅が大きいと感じるがとの質疑に、教育費に限らず市財政全体が行財政改革の考えをもとに、一定額を前年から縮小させていこうという考え方をもちながら予算付けを行っているが、それによって教育の質の低下があってはならないので配分についても十分に検討を行うとの答弁。委員より、以前、市長の発言から、経済効果も併せて採算ベースに乗る施設であるとあったが、このままでは難しいと感じる。スポーツマネジメント会社をはじめ、専門知識を持つ企業等にまかせれば、直営や指定管理より効率化が図られるのではとの質疑に、施設に関しては将来への投資と考えているが、今後の効果が表れるには時間はかかると思われる中、平野選手に続く優秀なジュニア選手も既に育ってきていることから、日本スケートボード連盟と連携を図りながら、更に広く施設の関心度を高めていきたいとの答弁。委員より、成人式について令和4年度民法改正により、18歳成人に関する検討はとの質疑に、青少年問題協議会で検討したが、18歳は進学のとおり、18歳は進学の時期にぶつかることなどから、今のところ20歳を祝う会等で式典実施の方針であるとの答弁。

第11款 災害復旧費の質疑はなかった。

以上で質疑を終結し、賛否についての発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第125号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員で原案のとおり、認定すべきものと態度を決定しました。

以上で、審査の概要と経過についての報告を終わる。

(質 疑)

姫路 敏 分科会長から報告があって、委員のほうからネーミングライツは、どのように考えているかという質疑があったと。そこで委員長のほうから、行政側から広告として1社だけだというたしかお話しがあったと思うが、ネーミングライツと広告の収入とはまた基本的に考え方が別なので、さっき委員さんが誰が発言したかわからないが、ネーミングライツというのは、大きくその施設の名前を例えばブルボンという大企業がブルボンスケートパーク場というふうに名前を付けたいと、それに対して年間5,000万円くれるから国土交通省のGPSなんかにも全部のるわけですよ、そういう名前です。その効果を察するところで、そういうネーミングライツという企業体があるということをしてそういうふうにはできないのかと、おそらくそういうつもりで委員が話したのかなと、誰がお話ししたのかはわからないが、広告収入とはまた違うので、もし委員長のほうで先行ってそういうときがあれば、その辺も考えていただいてやり取りの中でフォローしていただければと思うがいかがか。

小杉総務文教分科会長 ご意見ありがとうございます。今後また委員会の中でも協議出てくると思うので、そのあたりも含めながら検討してまいりたいと思う。ありがとうございます。

市民厚生分科会

(報 告)

長谷川市民厚生分科会長 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定のうち、市民厚生分科会所管分については、9月15、16日の令和2年度村上市一般会計補正予算(第8号)に引き続き審査を行った。

歳入では、第1款 市税について、委員より、不納欠損の中身の分析はどの質疑に、5年経過による時効と滞納処分することにより、生活が困窮させる場合は滞納処分を停止する場合がある。その場合3年経過したものは不納欠損となる。一番大事にしているのは納税相談で納付可能な納税計画をたてていく。対応しきれない場合については福祉課などへ繋ぐようにしているとの答弁。

第14款 国庫支出金について、委員よりマイナンバーカードの普及率と改善点はどの質疑に、9月1日現在で有効保有数が7,508枚で12.82%である。マイナポイントの延長や、来年3月から保険証として使用できるとのことから事務の改善を進めていきたいとの答弁。

歳出では、第3款 民生費について、委員より、社会福協議会助成経費の内訳はどの質疑に、運営費補助金として正職員12名、非常勤職員11名、嘱託職員2名の人件費と山北ヘルパー事業へ300万円の計8,238万9,000円、事業費補助金として心配事相談と地域福祉推進事業に295万円の助成である。補助交付基準規定があり、8,750万5,000円が上限額となっているとの答弁。

第4款 衛生費について、委員より、保健衛生総務費の中で、やまびこの家の指定管理料1,600万円とあるが法定の事業に移行できないものかとの質疑に、平成23年に地域活動支援センターへ移行したが、当時就労型の施設にと協議をしたと聞いている。しかし、職員の配置や面積の縛りがあり利用者の確保が難しいことから法定の施設に移行することは現在のところ考えていないとの答弁。

第4款 衛生費について、委員より、火葬場3施設の老朽化が進んでいるが、計画の検討は進んでいるのかとの質疑に、昨年度から整備計画策定のため庁内検討委員会で検討している。今年度から具体的な作業部会を立ち上げ整備計画に向けて進めているとの答弁。

質疑を終え、賛否についての発言を求めたところ発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第125号のうち市民厚生分科会所管分については、起立多数で原案の通り認定すべきものと態度を決定した。

市民厚生分科会

(質 疑)

なし

経済建設分科会

(報告)

川崎経済建設分科会長 ただいま上程されている議第 125 号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち経済建設分科会所管分について、先ほど報告した議第 121 号の審査に引き続き担当課長に説明を求めた後、質疑に入った。その審査の概要と経過について主なものをご報告申し上げます。

初めに歳入について、決算付託表の記載順に担当課長より説明を受けた後、質疑に入った。

まず、第 1 2 款 分担金及び負担金は、質疑はなかった。

次に、第 1 3 款 使用料及び手数料について、委員より、イヨボヤ会館の入館者数が 4 万 6,731 人で 1 万 1,363 人減少している。イヨボヤの里開発公社が工夫を凝らしながら頑張っている、厳しい状況であり、根本的から何かを変えないといけないと思うがとの質疑に、イヨボヤ会館も、市にとっては大切な観光資源でもあり、三面川という素晴らしい鮭のふるさとを象徴する会館である。観光客については、それなりの入込があったと記憶しているが、特に年明け 2 月以降のコロナの影響も多少は出ていたと思う。今後、さらに親しみの持てるように努力していくとの答弁。

次に、第 1 4 款 国庫支出金は、質疑はなかった。

次に、第 1 5 款 県支出金について、委員より、林業費補助金の森林病虫害等防除事業補助金について、昨今、松くい虫の被害が聞こえてこないが、現状はどの質疑に、一時的、胎内市を中心に松枯れが急増したが、これは防除をいったん中断したことが原因であった。これを受けて、対策に力を入れてきており、近年は効果もあらわれ、被害木はそれほど多くはないとの答弁。委員より、河川費委託金について、委託の内容はどの質疑に、県管理の河川の堤防あるいは河川の中の草刈りであるとの答弁。委員より、河川費委託金について、市で委託を受けている河川の数はどの質疑に、県の 2 級河川すべてであるとの答弁。

次に、第 1 6 款 財産収入については、さしたる質疑はなかった。

次に、第 2 0 款 諸収入については、これもさしたる質疑はなかった。

次に歳出について、決算付託表の記載順に担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。

まず、第 4 款 衛生費については、質疑はなかった。

次に第 5 款 労働費について、委員より、女性就労環境向上事業補助金が平成 30 年度 7 社から令和元年度 2 社になり、34 万 1,000 円の減少とのことだが要因はどの質疑に、県のハッピーパートナーに登録している企業が対象となり、村上市内で 40 社ほどある。1 企業が 1 回だけの補助ということであり、平成 29 年度は 5 社、平成 30 年度は 7 社、令和元年度は 2 社となっている。引き続き、補助金の周知をし、女性の就労環境が向上するようにしていきたいとの答弁。

次に第 6 款 農林水産業費について、委員より、有害鳥獣対策として、熊スプレーを森林組合の方などに携帯してもらうことを検討したことはないかとの質疑に、熊スプレーの有効性については認識している。山に入る方が対策として必要ということであれば、2 分の 1 補助があるし、森林組合については、自主的に対策をしているものと考えているとの答弁。

次に、第 7 款 商工費について、委員より、物産振興経費のふるさと納税の関係になるが、記念品の事務を行なっている越後村上物産会の役割はどの質疑に、現在、寄付があると発注を物産会や旅館組合などの団体に行い、その団体からさらに加盟店に発注をかけ、発送が終わった段階で物産会などから市に請求がくるので、毎月まとめて商品分と送料分を支払っているとの答弁。

次に、第 8 款 土木費について、道路新設改良費の村上総合病院の周辺道路について、村上総合病院の敷地ができていないが、路線バスの乗降場所はどの質疑に、幹線道路から村上総合病院の正面側の乗り入れから病院敷地に入り、玄関に行く前にバ

スを停める場所があるので、そこで乗り降りすることになっているとの答弁。路線バスの乗降場所から玄関までに屋根はついているかとの質疑に、通路に簡易的な屋根がついているとの答弁。

最後に、第11款 災害復旧費については、質疑はなかった。

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第125号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて、原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。

以上で報告を終わる。

経済建設分科会

(質 疑)

なし

【討 論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第125号については、起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

委員長（大滝国吉君） 閉会を宣する。

（午前10時45分）